

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和8年2月26日（木）午後1時30分～
 - 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館4階 第1会議室
 - 3 出席者
委員：安達辰典、此下美千雄、田辺喜代春、中川邦宏、天谷菜海、橋本恵美、
 野田照代、三浦 麻
事務局：石本書記長、頼本書記長補佐、津田書記長補佐、瀬戸書記、中嶋書記、
 小竹原書記、清水書記
 - 4 欠席者
委員：坂口奈美、田原大輔
 - 5 水産課長あいさつ（略）
 - 6 議事録署名委員：天谷菜海、安達辰典
 - 7 議 事
 - (1) 協議事項
 - ・コイの取扱いの制限に関する委員会指示について
 - ・コクチバスの取扱いの制限に関する委員会指示について
 - ・令和8年度 目標増殖量について
 - (2) 報告事項
 - ・資源管理の状況等の報告について
 - (3) その他
- ・議事録署名委員指名

此下会長：それでは、議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。福井県内水面
 漁場管理委員会運営規程第12条の規定によって、会長および会長の指名する出席

委員のうち2名が署名することになっております。

本日の署名委員は、天谷委員とそれから安達委員、よろしくお願いいたします。

・コイの取扱いの制限に関する委員会指示について

此下会長：それでは、議事のほうに入ります。

まずは協議事項からであるコイの取扱いの制限に関する委員会指示について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：説明資料は、資料1、資料1-2、資料1-3、資料1-4、資料1-5になります。不足等ありませんか。また途中であつたら言ってください。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、コイの取扱いの制限に関する委員会指示の直接的な御説明に入る前に、まず委員会指示とは何なのかという、ちょっとおさらり的な概要を簡単に説明します。

資料1を御覧ください。

資料1の裏には、関係法令、法律の抜粋が載っております。

委員会指示は、漁業法120条に基づき、内水面漁場管理委員会もしくは海区漁業調整委員会が、水産動植物の繁殖保護、適切な漁業権の行使、漁業紛争の防止・解決等、そういった漁業調整を目的に、関係者に対して水産動植物の採捕に関する制限や禁止、また、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限など、その他必要な指示をすることができるというふうにされています。

ここで言う関係者は、漁業者や漁業従事者に限らず、指示の適用を受ける全ての方を指します。例えば、ある漁法をする場合に、資源への影響を考慮して漁業者の数を制限するとか、ある水域ではその漁法は禁止にするとか、内容についての縛りはなく、何かしら関係者に対して制限をかけるものが多くあります。

また、委員会指示自体には罰則はございません。ただし、委員会指示に違反し、この委員会指示に従うよう命じた知事の命令に違反した場合には、罰則が適用される場合がございます。

さらに、この指示の発令時期というものが、委員会が必要と認めるときとされております。つまり、委員会にその権限が与えられているというものです。

よく聞くのは規則や法律だと思いますが、規則のような何段階にも及ぶ手続や直罰制度といってすぐ罰則がかかる、そういったものではありません。

その理由としましては、委員会指示が法律や規則の補完的な役割を果たすものだからです。法律等で対応し切れない状況を、スピーディに、柔軟に対応するための制度というものです。逆を言いますと、期間を決めて随時見直して状況の改善が見られるなど、指示が不要になれば指示を取り下げることが容易です。

委員会指示で長く規制していた内容に永久的な意味を持たせるなら、例えば漁業調整規則に明記する、各漁協の遊漁規則や行使規則に記載するという方法もあるかもしれません。

現在、福井県内水面漁場管理委員会で発令している指示は2つになります。

一つは、今から御協議いただくコイの取扱いの制限に関する委員会指示及び告示、もう一つは、夏に実施しました九頭竜湖の現地視察や関係漁協との意見交換会も実施したのでちょっと記憶が新しいかと思いますが、コクチバスの取扱いの制限に関する委員会指示になります。こちらについては、後ほど協議していただきたいと思っております。

それでは、資料は1-2に移ってください。

コイの取扱いの制限に関する委員会指示の概要を説明します。

本指示は、コイヘルペスウイルス蔓延防止のために発令しておりまして、その指示期間というものは今年度いっぱいである3月31日までとなっておりますので、来年度以降の措置を協議いただくというものです。

コイヘルペスウイルス病というものは、マゴイとニシキゴイに発生する病気です。発病をしますと、行動が緩慢になる、餌を食べなくなる、えらの退色が見られるといった症状で、簡単に言えばコイヘルペス特有というような症状、目立った外部症状は少ないということが特徴になります。幼魚から成魚まで、あらゆる年齢で発病し、死亡率の高い病気です。

また、現在、コイヘルペス病に対する有効な治療法はありません。

コイヘルペスウイルスは、感染したコイから水を介して接触することで別のコイに感染しますが、コイ以外の魚ですとか人には感染しません。感染したコイやコイヘルペスウイルスが発生した池や湖の魚を食べても、人体でウイルスが増殖できないため影響はないということになっております。

福井県でのコイヘルペス病の発生状況が1の表になっております。

今、ここで発見場所が水系というふうに書かれておりますが、具体的な場所は資料1-3の上に流域の地図が載っております。この資料1-2の1の表に記載されている水系というのは、この図の中ですと赤色になっている既発生水域というふうになります。

平成16年に早瀬川水系でコイヘルペスウイルスが発生して以降、県内の各地で確認されましたが、平成21年以降は、ここに記載の公共用水域というような管轄になりますが、そちらにおいては本県でコイヘルペスウイルス病が陽性になった事例はございません。

ここに記載はありませんが、平成25年に個人池で陽性になった報告があります。

県内では、嶺北ですと河野川水系、嶺南では早瀬川水系を除く水系ではKHVの発生がない未報告水域となっております。図だと色分けしているので、より分

かりやすいかなと思います。

福井県におきましては、初確認の3日後の平成16年5月25日から委員会指示を発令し、今日に至るまで水系を追加しながら、コイの持ち出しや放流を規制することで、本病の蔓延防止に努めてきました。

では、2の全国の河川・湖沼における状況に移ります。

農林水産省の発表によりますと、令和7年の1月から12月の間にこちらに記載の5県において6事例のKHVの陽性が確認されました。内訳だと、養殖場で5事例、天然水域で1事例になります。

これまでの発生状況については、先ほど見ていただいた資料1-3の2、下半分のグラフになります。2軸のグラフで、左側はコイヘルペスウイルスの発生件数、右側が都道府県の数を表しております。養殖場や天然水域といった区域ごとにグラフの色分けがなされております。

ここで注意すべき点ですが、既にKHV病が発生した水域も、この農水省が発表する発生水域にカウントされておまして、多くのコイがウイルスを保有していて本病の発生が抑制されている、簡単に言うと、ワクチンを打ったような状態にもかかわらず、天然水域でも、養殖場でも、いまだにへい死が完全には収まらないということです。天然水域では大分落ち着いてはきていますが、養殖場では落ち着いているとは言えないというような状況になります。

また、例えばですが運搬や過密飼育、水温の変化といったささいなストレスが原因でコイが体調不良になって、コイ自身の免疫力が低下しますとやはりウイルスが活性化して、本病の発病につながってしまう可能性が高いということです。

また、未報告水域、福井県で言いますと先ほどの黄色い水域にKHVが侵入した場合は、既発生水域のように抑制されるということがありませんので大量へい死の可能性というものも十分に残っております。

そのため、3の国の対応ですが、国はコイヘルペスウイルス病の防疫指針を作成し、既発生水域のコイの移動というものを基本的に禁止しています。移動というのは、例えば観賞用ですとか増殖用の種苗としてコイを持ち出したり、放流したりするということです。

ただし、食用に関しては、移動元の都道府県と移動先の都道府県が蔓延のおそれがないことを事前確認することで例外的に可能になっているというような状況です。

ただ、コイは内水面漁業において重要な産業の対象魚種であり、本病の発生から20年も経過していることから、試験研究機関における成果や各都道府県の状況を踏まえて、コイ資源の再生及び産業の振興のためにも、今説明しました制限が解除できないか、簡単に言うと放流の再開というものを、全国組織の全国内水面漁場管理委員会連合会において継続して要望活動を行っています。現状の共有で

すとか、解除に向けた段階、どのようなことがクリアになれば解除できるのかというような要望になっております。

また、各都道府県の状況になります。4番に移ります。

こちらにつきまして、各都道府県においても、委員会指示や文書において移動制限を指示、指導しているところです。なので、全部含めると46都道府県で制限をかけています。残りの1都道府県というのが沖縄県です。沖縄はコイが外来種という扱いになるため、委員会指示の発令がないという状況になります。

来年度、国から要望に対してどのような回答があるかは分かりませんが、今年の要望の回答にあったように、引き続き指示を発令していただくようにという国からの回答がありましたので、この委員会指示で全国統一の防疫を図っていきたいと思っております。

ただ、現在の指示と今年度以降の対応の変更点ということで、5に移ります。

今申し上げましたように、委員会指示自体は継続して発令したいと考えておりますが、3点、変更を考えています。理由は、去年の12月にあわら市で県内の内水面漁協長及び役職員の研修会というのが開催されまして、私のほうからコイヘルペスウイルス病に関する講演をさせていただきました。コイヘルペスウイルス病の発生から20年以上経過していますが、漁協の組合長や役職の方も交代されている場合も多く、病気や指示について再認識したいと事務局から要望があったものです。

また、昨年度も橋本委員のほうから、指示を分かりやすく伝えるためにも、漁場図等をつけてホームページ等で説明してみてもどうかというアドバイスをいただきました。やはり一番この委員会指示と近くにいる漁協の方でも指示の認識に多少なりとも差があると感じましたので、指示の内容をより正確に表現したいと思っております。

資料は1-4の新旧対照表を御覧ください。

まず、1点目ですが、委員会指示の期間です。一番下になりますが、委員会指示の期間を1年間から2年間に延長します。これは、分かりやすさという面ではちょっと違いますが、本県においては委員会指示を皆さんが十分に守っているという状況から、新たな既発生水域の追加ですとか、本病の発生事例というものは近年なく、発生状況は落ち着いていると判断しております。

委員会としても、毎年、要望活動においてこの規制の緩和を継続していることから、指示自体は期間を延長しても問題ないと判断しております。

また、他県の指示を見ますと、委員会指示は、委員会に権限を委ねられているということから、もちろん今の本県と同じように1年を指示期間にしているところもあれば、4年とか5年を指示期間にしているところもありますので、2年にしても、その2年が突出して長いということではございません。

また、委員会指示の期間を2年に延長した場合でも、指示の期間中に持ち出しや放流の制限をする必要がなくなった場合、例えば国への要望がうまく進んで規制が緩和されるとか、そういった状況になった場合には、この委員会指示を解除する指示というものを速やかに発令して、不要な指示、不要な制限を発令し続けることのないように対応したいと考えております。

2つ目が、平仮名の「こい」から片仮名の「コイ」への修正です。

指示発令当時から、コイヘルペスウイルス以外の「こい」というワードには平仮名を使用しておりましたが、こちらも他県の指示を参考にして、生物用語として、種を示す場合は片仮名のほうが通例であることから修正します。

3つ目が、右側の旧（現行）のほうを見ていただくと分かりやすいですが、一番上の下線部、「当該水域において、」という記載を削除します。食用に限っては、既発生水域からでも条件をクリアすることで持ち出しをすることが可能ですし、食用専用の養殖場への放流というものも可能です。

条件というのが、先ほども申しあげました移動先の県での安全確認とか、えらを除くとかそういったものですが、国が認めている特例が分かりやすく伝わるように、この当該水域という記載がありますが、逆に皆さんにとって委員会指示が分かりにくいものになっているのではないかと考えまして、前後の文脈から削除するということにしました。

指示の書き方を含めて、今説明したとおり、3点変更がございますが、資料1-2の6番、委員会指示の概要、こちらの表で持ち出しの制限、放流の制限と書いてありますように、従前から指示が制限している内容に変更はございません。

コイの持ち出しは、既発生水域からは基本的に持ち出せない、バツ。ただし、食用目的ですとか、採捕した同一水域、分かりやすく言うと例えば三方五湖の早瀬川水系で採捕したコイを、また早瀬川水系から動かすことなく増殖する場合は、既発生水域ではありますが持ち出して再度放流することは可能です。

また、コイ釣りの方が行う再放流、すなわちキャッチ&リリースもOKです。

一方で、観賞用ですとか採捕した水域とは違う場所で増殖に使う場合の持ち出しはできません。

また、この表に記載の未報告水域、福井県の天然水域ですとKHVの発生の報告がない、先ほどの図で黄色に塗られた水域からは、どちらの目的でも持ち出しは可能です。未報告水域のコイを持ち出し、既発生水域に放流することは、指示上問題がなくてもへい死のリスクは十分にありますし、その後、KHV陽性になった場合に公表するという手続があるので、その影響を考えると慎重に対応する必要があります。

未報告水域及び本県の天然水域では該当ありませんが、陰性確認水域についても持ち出しの制限はありません。

こちらの用語につきましては、既発生水域の対義語として区分されている言葉ですので、今回記載させていただきましたが、天然水域にはございません。

用語の詳しい説明が、表の下の米印に記載をしております。

採捕した水域と違う水域、簡単に言うと水域が違うコイを放流することもできません。

また、今回、放流の制限のところに同居コイというような言葉がありますが、これは既発生水域に生息したコイと、養殖池や水槽、この水槽というのは活魚水槽、運搬する水槽の中という状態も含まれますが、その中で既発生水域のコイと同居したことがあるコイも既発生水域のコイと同じ扱いになるということです。

コイヘルペスウイルスは、先ほども申し上げましたように水を介した感染をすることが要因になります。

コイヘルペスウイルスに限らず、ウイルスは変異する可能性があります。インフルエンザとかコロナが典型例だと思いますが、コイヘルペスウイルスにおいては、水系が違いますとウイルスの型というものは同じでも、ウイルスの強さが違う可能性もゼロじゃないということ。移動することで2つのウイルスが同居して、場合によっては病原性が高まる方向へ変異する可能性というのが完全に否定できないということから、国のほうもこういった制限をかけ続けざるを得ないというような状況になっております。

繰り返しになりますが、指示の内容は従前から変更はありません。

説明は以上になります。

コイの取扱いの制限に関する委員会指示の継続発令について、御協議のほうよろしく願いいたします。

此下会長：ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見や御質問はございますか。

ちょっと長いので申し訳ないですけど。何でも結構ですので、どうぞ。

冨田委員：1年じゃなくていいということを知らなかったもので、2年でいいと思います。

事務局：ありがとうございます。

冨田委員：毎回大変だなという気がします。

此下会長：ありがとうございました。

そのほかに何か御質問とか御意見ありますでしょうか。

それでは、特にないようですので、今、賛成の御意見いただきましたが、引き続き来年度も委員会指示を継続することに異議はないでしょうか。よろしいでしょうか。また、2年間ということになっていますけれども、期間についてはどう扱うとよろしいですか。

この素案のままの2年間でよろしいでしょうか。

冨田委員：取りあえず2年でいいと思います。

此下会長：よろしいでしょうか。ほかに御意見がないなら、2年間でということよろし

くお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。

・コクチバスの取扱いの制限に関する委員会指示について

此下会長：続きまして、協議事項2に移ります。

コクチバスの取扱いの制限に関する委員会指示につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局：続きまして、資料は資料2に移ります。

資料2は、資料2と資料2-2です。

では続きまして、2つ目の委員会指示になります。コクチバスの取扱いに関する委員会指示です。

コクチバスの生息域と被害防止のために、昨年度制定し、周知期間を経て今年度の4月1日から施行開始となりました。こちらについて、来年度以降の継続についての説明をさせていただきます。

まず、福井県におけるコクチバスの生息状況です。資料2-1になります。

平成19年に九頭竜ダムで初確認されて以降、嶺北の漁場を中心に現在コクチバスが生息しております。

今年は九頭竜ダムの下流、九頭竜川水系の河川において、毎年秋頃に操業されます威縄漁というものがありますが、特に勝山と大野の漁協において複数コクチバスが混獲されました。

かつては、それぞれの漁協の威縄漁場において、ある特定の漁場でのみ混獲される、もしくは混獲されないという状況でしたが、コクチバスの生息域がじわじわと広がってきているというイメージです。

威縄だけでなく、漁協からの持ち込みや、釣り人からコクチバスを見たという報告も近年増えてきたという印象を、内水面センターとも話しておりました。

また、4月に開催しました本委員会指示に係る関係者との意見交換会において、九頭竜川中部漁協の中川組合長が中心となりまして、内水面センターと釣りによる調査を11月の初旬に初めて試みていただきました。釣果としては、コクチバス、ゼロだったということではあったというか、釣れなくてよかったという感じですけれども、そういった取組を始めていただき、ありがとうございます。

続きまして、委員会指示に係る国の対応になります。2に移ります。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、通称外来生物法と呼ばれていますが、これではコクチバスを含む特定外来生物の移植や放流というものを罰則つきで禁止しております。特に法人が違反すると、すごく高い罰金が科せられます。

しかし、採捕してその場で再放流する行為、キャッチ&リリースは依然として規制の対象外となっており、本委員会指示で補完しているような状態です。

続きまして、3番のキャッチ&リリースの規制についてですが、各都道府県での対応になります。

滋賀県と佐賀県が条例、福井県を含む15県が委員会指示で規制をしております。多くの県が対象魚種にコクチバスのほかに外来魚、ブルーギル、オオクチバス、レイクトラウトを含んでいる県があります。委員会指示はすごく自由度が高いためです。その中で、岐阜県と群馬県と福井県、この3県がコクチバスのみを対象にした委員会指示になっております。

来年度以降の委員会指示の在り方ですが、福井県に漁業権が免許されております18漁協及び試験研究機関である内水面総合センターに、令和7年10月1日付で意見照会を行いました。

意見照会の内容については、前回の委員会で報告させていただきましたので、内容についての詳細な説明は省略させていただきます。

ただ、その結果としまして、全漁協から委員会指示の継続については賛成との回答がありました。

賛成という回答に至った理由、出された理由と意見というのが下に書かれております。

まず、指示の効果検証するためにも、出したばかりの指示をすぐ撤廃するのではなくて、複数年継続して動向を見ていくべきだというような意見。これ、実は奥越漁協さんからいただきましたが、こういった御意見ですとか、指示の内容自体に問題がないから見直す必要もないのではという御意見もありました。

また、内水面総合センターからも、指示の継続は妥当との回答がありました。その理由としては、漁協が実施しているコクチバスの駆除による捕獲は増加傾向にあり、個体数が減少してないと推定されること。また、九頭竜ダムを起点に、先ほどの威縄の件もありましたが、下流域にコクチバスが拡散しつつあり、コクチバスの生息域が拡大すること。また、個体数が増えることによって放流アユの食害やアユ友釣りへの影響、友釣りをしに来たのに全然アユが捕れないとかそういった悪影響など、漁協経営も含めて被害が生じる可能性が高い。そういった3点から、妥当という御回答がありました。

出された意見を踏まえて、委員会では先ほどのコイヘルペスウイルスの委員会指示同様に、指示の期間を1年間から2年間に延期しつつ、再放流の禁止は継続するような指示を発令したいと考えております。

また、委員会指示でコクチバスの再放流を禁止している15県、最初に3で説明した15県のうち、実は複数年、だから1年以上の期間の委員会指示を出している県というのがそのうちの8割程度で、その長さもまた2年から4年程度であるこ

とから、こちらについてもコクチバスに限ったわけじゃないですが、外来魚のキヤッチ&リリースの委員会指示というものにつきましても、2年への延長というものが問題ないかなというふうに考えております。

また、最後、5番の検討課題ですけれども、まだ指示自体は今年の4月から始まったばかりで、今すぐ考えるものというわけではないですが、検討の課題としては、指示の効果検証、指示の周知方法です。漁協側からも委員会指示というものの自体が、やっぱり委員会が出すものというような認識が前回の意見交換会で出されたので、そういったことですか、委員会指示はずっと出すものではないので解除のこととか、そういったものも含めて委員会では、将来的な話ですけれども、委員の皆さんからも何か御提案がありましたら、ぜひ事務局のほうに、御意見とかそういうものをいただけたらなというふうに思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほうよろしくお願いいたします。

此下会長：ただいま、事務局のほうから説明がありましたが、御意見や御質問はございますか。

安達委員：1つ教えてください。威縄で捕れたコクチバスって大きさどんなんですか。

事務局：大きさは、ちょっと待ってください。

安達委員：アユぐらい？

事務局：データとしては内水面センターに持ち込まれたやつがあったので、ちょっと待ってくださいね。

大きいのはびっくりじゃないというふうな話は聞いていますが…。ちっちゃいのも大きいのも、いろんなものがあるというふうに聞いていて。

安達委員：でかいのがいたのかなと思って。前はほら、小さいのしかいないというような、漁獲サイズの主体は。それが再生産するとか、このまま居つくかとかが問題になっていた。威縄で捕れているっていうので、だから40センチか、50センチって、もう成魚が捕れたのかな、どうなのかというのを知りたくて…。

事務局：特に今年、勝山のほうですけど、一番大きいもので151グラム。209ミリなので20センチぐらいのやつが、一番かな。まだそんなに大きくないやつですね。大野はたくさんサンプルがありましたが、サイズの測定まではできてないということです。勝山では威縄でも捕れたし、実は友釣りでも捕れたということで持ち込みがありました。ただ、胃内容物の状態はちょっとはっきり分かるレベルではなくて、もう大分消化が進んでしまっていたとのことです。性別も雌が1匹分かったけどほかは分からないというふうに言われています。勝山だけのデータで、申し訳ないです。

此下会長：大野では、30センチ以上の、40センチは超えないかなというものが1つ捕れました。大体は10から15センチくらいで、子供が入ったようなものを数匹捕っております。

安達委員：分かりました。いや、威縄で捕れるというから、大きいのか、アユを狙ってきたのかなと思って。

ダム湖で調査していると、かかったらコクチバスに、網にかかるとすぐまた別のコクチバスがかかって。暴れているやつね。だから、威縄でコクチバスが捕れるっていうのはどういう仕組みかなと思った。だから、普通動き回ってかかるようなら刺し網じゃないでしょう。威縄の場合は。投げるので。そこへ狙ったようにコクチバスがかかってくるというのがちょっと不思議だった。大きいやつがアユを食おうと思って来たのかなと思った。

此下会長：それもあると思いますし、それから投げた瞬間にびっくりして飛び込むというのがあると思います。

安達委員：分かりました。

まだ、50センチ近いような、ダム湖で捕れるようなサイズはまだいないということだけはちょっと安心だけど、増えていますね。

此下会長：今年は大きくなるかも分かんしね。1年たつとね。

事務局：そうです。

特に組合長のいる大野は、去年までは、例えば3か所ぐらいで捕れていたのが、今年は5か所ぐらいで捕れるようになった。匹数が増えたというよりは捕れる場所が増えたとか、いつもだったら同じような、威縄は設置している場所が毎年一緒ですが、それが去年はここで捕れたのが、今年はこことここ。どこでも捕れる可能性が出てきたという意味では、ちょっと注意しなきゃいけないですね。網を巻いたら全部コクチやったというような、そんな恐ろしい話ではないですけど、ちょっと気をつけたい情報として御説明させていただきます。

此下会長：そのほか御意見とかありますでしょうか。

橋本委員：よろしいでしょうか。

すみません。委員会指示はコクチですけど、オオクチとブルーギルが対象魚種に入っていないのは、生息がそんなにいないからということですか。

事務局：生息していないまでは言い切れませんが…。今、田辺組合長のいる三方湖ですと、オオクチとかブルーギルもいますが、在来種に影響が出るほどの悪影響だった過去に比べると、結構、もう大分駆除しても捕れなくなる年も出てきて、数は少なくなってきた、低水準の状態ですかね。あとは漁業権漁場じゃない、ため池みたいなのところにたくさんいるってなると、その取締りの実効性とかも含めて、昨年、委員会指示を出すときには、まずはコクチバスに限った指示にしようというような形で終わりました。

現在の駆除や生息の状況はどうでしょうか。田辺組合長、すみません。オオクチバスとかブルーギルの状況は、三方湖の中だと、私の感覚だと、コクチバスほど緊急性は高くないかなという状況で、今、委員会指示から外していますが、御

意見等なにかありますか。

田辺委員：オオクチに関しては、川で見かけられます。大きいやつが。それはもう大きくなり過ぎていて、ルアーでは一切かからないです。そのぐらい大きくなったやつが2匹います。それ船で通ると見えますわ。もう腹立つんやけど。本音はね。

ルアー釣りのほうでは、もう採捕実績がなくなりました。ただ、その大きいのがいるので、生息数がゼロではないと思う。

去年の場合は、ブルーギルもあまり捕れなかった。何かヒシの関連で、ヒシがたくさん繁茂したときは、ブルーギルもあまり発生しない。何かそんなような関係があると思うけど…。

うちら今、袋網をやっているけど、それにかからんというのはやっぱり少しずつでも減ってはいるのかなという気はする。

ただ、塩分が非常に高くなっていますので、網入れても貝がついて、すぐにもう網が駄目になるようなぐらいの状態なので、塩分との関係は僕らにはちょっと分からないけど、それらも影響しているのかなという気はしている。

そのくらいの情報しか分からなくて、すいません。

事務局：ありがとうございます。今のような状況なので、コクチバスほどの緊急性が今はないかなということで、委員会指示の対象魚種に入れてないと状況です。

ただ、オオクチバスがすごく増えた、見かけるようになったという状況になれば、今回のコクチバス同様にそういう手続を取って、例えば再放流禁止の委員会指示を出すというのももちろん検討するような形にはなると思います。委員の皆さんの、多分、橋本委員は釣り人さんからの情報が直で来ると思うので、そういった情報をいただくと、また議論として始めやすいかなと思います。

橋本委員：コクチバスは冷水系のバスに分類されていて、オオクチは温水系なので、絶対生息水域がかなり違います。最近ちょっと温暖化になってきているので、何かのトリガーで爆発的に増える可能性もなきにしもあらずだと思うので、その点はちょっと注意して、様子を見てからの委員会指示の方向を変えていく必要があるのではないかなと思ったので、ちょっと確認させてもらいました。

此下会長：ありがとうございました。

天谷委員：毎年駆除大会をやっているじゃないですか。あれは内水面センターですか。

事務局：一斉駆除ですかね。あれは、内水面センターだけでなく、県の水産課と奥越漁協さんと大野市漁協とかと、みんなで集まって実施しています。

天谷委員：あれのデータというのは。

事務局：すみません、今はちょっと持ってなくて…。

天谷委員：今すぐじゃなくてもいいので、またこのコクチバスの委員会指示出すときに、ぜひ。どこの場所で捕れたかとか…。

事務局：そうですね。委員会指示を出した前後の比較みたいなもできると思うので、ま

た経年変化でお示しできたら。

天谷委員：ちょっとこの資料だけだと、どうしてもバス少ないなというイメージになってしまうので、そうじゃないということ。

事務局：勿論です。分かりました。

天谷委員：お願いします。

此下会長：様々な御意見いただきました。

このことについて、引き続き来年度も委員会指示を継続する。2年間ですね。継続することに異議はなしでよろしいでしょうか。賛成多数ということで、よろしいですね。

事務局：ありがとうございます。

・令和8年度 目標増殖量について

此下会長：続いて、3つ目の協議事項に入ります。

令和8年度の目標増殖量につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：続いて3つ目、令和8年度の目標増殖量について説明をさせていただきます。

資料は、資料3、資料3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7です。それでは、説明を始めさせていただきます。

第五種共同漁業権における“増殖”ということで、こちらは漁業法168条に基づく、内水面における第五種共同漁業権者の責務となっております。

増殖の指標としては、ここに書いてありますように、1つ目、目標増殖量、今日協議しますね。目標増殖量と、2つ目に、増殖計画というものがございます。

今回、協議いただく目標増殖量は、漁業権者が計画的に増殖が行えるように、委員会が示すものです。目標増殖量が達成できているか、必要に応じて指導も行うというようなものです。

一方で、増殖計画は、漁業権者が定める増殖の最低基準というふうになっておりまして、現在有効な増殖計画というものは、漁業権の免許申請時ですから、令和5年9月に御提出いただいたものになっております。3か年ごとに増殖計画はつくりますので、次の見直しは令和9年の分から見直す形になります。

また、ここでいう増殖とは、資料に記載の人工ふ化放流ですとか、卵、稚魚、親魚の放流といった積極的な手段による行為というふうに水産庁のほうで定義されております。つまり、水産動植物の数や個体数を増加させるものという区分になります。

このほかに、本県の一部の漁協で実施されているような産卵場造成ですとか、滞留量の汲み上げ放流というもの、例えば堰を上がることができないものを移動させてあげる、そういうようなものも含まれます。

しかし、消極的な増殖行為という言葉でちょっとくくられている、例えば禁漁区の設定ですとか休漁措置といったものは、それ単独では増殖実績に含めることはできなくて、基本的に積極的な行為にセットするというか、合わせることで増殖としての実績になるというような扱いになります。

令和8年度の目標増殖量の案に移ります。

この資料3-2の下です。ここは、今からする説明を要約していますので、詳細な説明については、資料3-2にちょっと移ってください。

目標増殖量の算定方法について、まず説明させていただきますが、昨年の委員会で、この表の見方を詳しく説明したということで詳細は省略して説明いたしますと、過去の実際の増殖量の平均値である目標量に魚種単価を掛けて、魚種ごとの増殖に必要な費用というものをまず算出します。

第五種共同漁業権が設定されている全ての魚種の方でその費用というものを出しまして、その合計が組合の平均収入に占める割合がどれぐらいかというものを算出します。ここでいう収入ですけど、遊魚料収入、賦課金収入、講師料収入ということで、恒常的な補助金ですとか、いつでも入ってくるか分からないような協力金など、そういったものは含みません。

外来魚除費用など第五種共同漁業権魚種の、先ほど言った積極的な、直接的な増殖には含まれませんが、資源管理ですとか、増殖に資する行為にかかっているということで、収入から控除することとしています。

先ほど、目標量の増殖に要する費用が収入の何%という話をしましたが、それが50%より大きくなならないように目標量は補正して目標増殖量としますが、漁協ごとに定めた増殖計画、最初に説明した、いわゆる漁協が最初に決める最低基準の値と比較して、目標量のほうが小さい場合は、増殖計画の値が目標増殖量になります。ただ、同じく増殖計画の値で増殖した場合に、収入の50%を超える量であれば、また50%になるように補正します。

種苗放流以外の方法で増殖する場合、例えば、発眼卵放流ですとか、くみ上げ放流についても、その増殖計画に書かれた基準、卵の数とかくみ上げる重量に要する経費というのを、放流量ではないですが、その経費を種苗放流と同じように計算をします。

なお、産卵場造成というのは、水産庁のほうで種苗放流に換算する係数が示されているので、種苗放流の実績に含みます。

今申し上げたこの資料3-2方法を全ての漁業権ごとに全部しまして出した案というのが、資料3-3になります。

漁業権ごとの対象魚種、目標増殖量、の表になります。これだけ見ても値だけですので、この値が過去の目標増殖量と比べるとどうだったのかというのが資料3-4になります。

令和8年の（案）というこの値が、さっきの資料3-3の値です。これを見ると、おおむね過去の目標増殖量の範囲内になっているということが分かるかと思えます。

また、一部過去の目標増殖よりも大きい値となっているもの、例えば裏になりますが、若狭河川漁協です。内共11号、12号、13号、これが若狭河川漁協の増殖に関係する表ですけれども、こちらは北川水系の11号のほうでは減っていて、南川水系の13号で増加しましたが、合計値は、例えばあゆの値を見ると減っている。500が545になったけど、170が100になっていることで合計では減っているということで、漁協としての負担は減少しております。

目標増殖量が減った漁協のうち、多少の減少というのは、増殖実績が減った年ですとか、収入、例えば遊漁料収入が減少した年というのが直近の過去5年のうち2回以上あると、平均は5中3を取っているので、確実に上と下を取ってもまだ残るみたいな感じで、確実に影響が出てきます。

また、大幅に目標増殖量が減った漁協というのが、北潟漁協と石川県漁協になります。先ほども御説明申し上げましたように、目標増殖量においては、過去の実績と同じぐらい、収入というものが大きく影響します。過去から両漁協が、実はこれ、海面も持っている漁協ですが、海面の分も合わせて収入を報告しており、目標量の根拠となる、特に行使料や賦課金収入を過大に報告していたということもあって、今年度から報告については、業務報告書とか仕切りをもう一度洗いざらい見まして、実情に合った内水面の部分の収入というふうな感じに補正をかけました。

算定方法自体には、変更はございません。

続きまして、資料は3-5を御覧ください。

こちらが昨年度の目標増殖量と、昨年度の増殖実績、A、Bです。次に、今年度の目標増殖量が昨年度の実際の増殖量と比較するとどの程度のものかというのを示しています。

簡単に言ったら、来年度、令和8年の目標増殖量が、令和7年の増殖をした場合にどれぐらいの割合かという、漁協経営に対しての負担を示しています。一番右の列の目標実績比率、こちらを見ていただくと分かりますが、例えば、九頭竜川中部漁協さんの例を見ます。

あゆは放流が7,123キロ、産卵場造成が1万175平方メートルしています。これが、水産庁の基づく放流量に換算すると、令和7年の増殖実績は7,123足す1万175平方分を放流に換算して約8,000キロに相当するので、実際は1万5,060キロになります。そのため、令和7年度の達成率というのは、目標量8,000キロに対して、あゆは1万5,060キロなので、188%の達成になります。

仮に同じ増殖を行った場合、産卵場造成も同面積して、同じように7,123キロ

を放流したとしたら、この7,200キロという目標増殖量は48%ですよということで、本当の極論を言えば、中部さんはもう産卵場造成のみの増殖方法でも何とかなるみたいな、そういうことです。

この一番右の列が100%を超えている場合は、昨年の増殖よりも多い増殖を行わないといけないという場合ですが、その100を超えている事例というのは全くありません。むしろこの令和7年度の達成率を見ると、もう100を超えている漁協さんがたくさんあるので、皆さん、目標増殖量を上回って増殖をしていただいているというような状況が分かるかと思います。

続きまして、資料は3-6に移ります。

こちらは、各漁協で実施している増殖行為の内容になります。

稚魚放流はどの漁協でも行っておりますし、稚魚放流だけの漁協もちろんありますけど、様々な方法を組み合わせて実施している漁協があることが分かります。

多分、過去ですと、稚魚放流にかなり偏っていたと思いますが、産卵場造成もするし、くみ上げ放流もするし、例えば成魚も放流するしということで、様々な種類の増殖をしているということが分かります。

また、一番右の列ですね。現時点では取り組んでいるわけではありませんが、今後実施してみたいということで、これらの増殖を行う場合には、今言ったように増殖行為に直接取り入れるか、または先ほど言った外来魚駆除みたいな感じで控除対象として取り入れるかは現時点では分かりませんが、漁協から相談がありましたら、その基準についてまた委員会で共有させていただきたいなというふうに考えております。

最後、資料3-7になります。

令和7年度の目標増殖量未達成の漁協と対応についてです。表の下の太い枠で囲っている、内水面漁場管理委員会における目標増殖量未達成に対する取扱基準ということで、理由なく目標増殖量を達成してない場合には、ペナルティということで、未達成部分を加算して来年度以降に放流しなさいというものです。それがすごく多い場合は複数年かけて消化しなさいというものが義務として増殖をしなければならないとなっている内水面漁協に対する指導の内容になっております。

それを確認するためにこの表をつくっていますが、目標増殖量が達成できなかったものということで、今年、いわな、えび、くろだい、わかさぎについて、記載の理由で報告が上がってきました。

特にいわなは、多分、全部が全部皆さん同じところで買っているわけではないですが、購入先が熊による被害で種苗が食べられちゃったりとか、施設がちょっと使えなくなってしまったりですとか、そういったことで、他県産も検討したりしたけど、入手も困難だったし、そもそもいわなはいつも系統を決めて放流され

ているというのがやっぱり多い魚種というのもあって、無理して違う系統の種苗を放流しないようにという背景も踏まえて、今回0キロでもやむを得ないというふうに思っています。

えびにつきまして、湖の漁協ですが、湖内の水質の影響を受けて、なかなか分量が確保できないということですが、湖で生産されているえびを移植放流しておりますので、それについても、引き続き継続してやっている姿勢は見られたということで、やむを得ない理由と判断しております。

わかさぎにつきましても、採卵が不調で、卵を入手できないということがありました。

こうやって種苗が確保できないというような理由、単発的な理由じゃなくて、なかなか種苗が確保できない場合には、漁業とか遊漁の実態、経営状況等を総合的に見ながら、10年に一度の漁業権の見直しのタイミングや、5年に一度の漁場計画の策定の時期に、対象魚種の見直しも指導していく必要はあるかと思いますが、現時点では、10年間ずっと、例えば放流できてないとかそういうものではありませんので、やむを得ない事情であり、翌年度以降、ここに書かれた漁協においては、目標増殖量を繰越す必要はないと判断しております。

以上が来年度の目標増殖量に関する説明になります。御審議のほうよろしくお願ひします。

此下会長：ありがとうございます。

ただいま事務局から説明ありましたが、御意見とか御質問ありますでしょうか。

冨田委員：すみません。ちょっと質問ですけど。中部漁協さんのやまめの産卵場整備というのは、やまめですか。サクラマスですか？

中川委員：サクラマス。岩屋川でやっています。

冨田委員：上流のほうですね。分かりました。ありがとうございます。

此下会長：よろしいですか。

ほかに何か御質問また御意見ありますでしょうか。

中川委員：1ついいですかね。

確認ですけれども、実施した各漁協の増殖行為についてという資料3-6かな。これうちの漁協の取組みは控除対象に見てくれたんやね、河床耕耘。

事務局：はい。河床耕耘、最初ご相談がありましたね。安達参事がいらっしゃる敦賀河川でも河床耕耘をやられているので。費用も、自己負担を結構出してやったださっているところもあって、これを増殖に含まないと、収入から差し引かないということになります。無視できないぐらいやったださっているし、外来魚駆除とか同じように、直接的に何かを増やさなくても、資源の管理という面では十分な役割を果たしていると思っておりますので、例年、河床耕耘が出てきたら入れています。多分、中部さんが出してきたのは、そんなしょっちゅう毎年出すもの

ではないかもしれませんが…。入れました。

中川委員：今年と来年までやるつもりです。ありがとうございます。

此下会長：そのほか、何か御質問ありますでしょうか。

橋本委員：1個ちょっと質問というか教えてほしいことがあって。九頭竜中部さんの人工ふ化仔魚放流、これっていうのは海に放流ですか。稚魚だから生まれたばかりの子ですよ。

中川委員：全部川ですね。

橋本委員：川に放流。

中川委員：はい。仔魚というよりも……。

橋本委員：稚魚と仔魚は表現が違っている。その形態が違うものなので。

事務局：まださいのうがあるぐらいの子かなって勝手に思っていたのですが、仔魚と書いてあったので…。勝手にその変換で入れていましたが、組合長違いました？

中川委員：うちが放流しているのは稚魚やわね。

安達委員：かごに入れてあった卵。

事務局：稚魚ですか。

安達委員：卵をシュロにつけたまま、かごに入れて川に入れて、ふ化したら勝手に流れていくというやつじゃなかったですか。

中川委員：それならやっていますね。

橋本委員：では、発眼卵放流アユバージョンみたいな形。

中川委員：そう。

安達委員：だから、それを流れないように止めといて。うちでも、縄張って、そこでシュロを纏くくりつけてやったこともあります。あんまり効率がよくない。

橋本委員：アユのふ化は海側のほうというイメージがあるので、河川なのかちょっと分からなくて教えてもらった。ありがとうございます。

中川委員：すいません。これは今の安達さんおっしゃる、うちでは威縄で捕れたやつ、それを親にして、威縄の後ろでかごに入れて、シュロにつけて。それをふ化させている分がここへ入っていると思います。

橋本委員：勉強になります。ありがとうございます。

事務局：ちょっと勝手な想像で変換してしまいました。すいません。

橋本委員：ありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございます。

天谷委員：いいですか。

日野川さんの発眼卵（ヤマメ（サクラマス））ってありますが、こちらの由来って分かりますか。

事務局：すみません。ちょっと今すぐには分からないのです。聞けば分かると思うので確認します。

天谷委員：お願いします。

中川委員：日野川さん、うち、入れているかな。発眼卵。

事務局：ちゃんと聞きます。間違えたら申し訳ないので。

安達委員：何か日野川、昔から組合の前で、ヤマメつくっていたのが、あれは種をどこからもらっているのかな。

中川委員：前は違うところやった。

安達委員：県内じゃなかったと思う。昔は。

此下会長：岐阜とかあっちのほうから。

中川委員：去年、発眼卵持っていったと思うけど。

事務局：ちょっと聞いてみます。確認しますね。すいません。

此下会長：それでは、いろいろな御意見が出ましたが、次へ行ってもよろしいでしょうか。

事務局：今後、この数値を各漁協に通知及び県のホームページで公表の手続を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

・資源管理の状況等の報告について

此下会長：続いて、報告事項に移ります。

資源管理の状況等の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：資料4と4-2と4-3。4-3、4-4、4-5になります。

では、説明を始めます。

資源管理の状況等の報告ということで、令和2年12月に改正漁業法というものが施行されまして、漁業権者は漁業権の内容の漁業における資源管理の状況や漁場の活用状況を知事へ報告する義務というものが課せられることになりました。

また、知事はその報告というものを受けて、内水面漁場管理委員会へ必要な報告をすることになっておりますので、毎年の御報告ということです。

では、知事からの報告文を朗読します。

資料は4-2に移ってください。

水第2400号、令和8年2月2日。福井県内水面漁場管理委員会、会長此下美千雄様。福井県知事、石田嵩人。

令和7年資源管理の状況等の報告について。

漁業法第90条第1項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況について、同法第90条第2項の規定に基づき、別紙のとおり貴委員会に報告します。

こちらが報告文になります。

資料4のまた1枚目に戻っていただきたいのですが、こういった報告があるということで、漁業権は水面の総合的な利用を促進して、漁業生産力を発展させるために必要と認めて免許されるもので、漁業権者（免許を受けた者）は、漁場を

適切かつ有効に活用する責務があるということです。

そのため、漁場の適切かつ有効な活用が図られてないと判断した場合に、必要な措置というものを指導し、その指導に係る措置を講ずるよう勧告するということになります。この勧告に従わない場合は、知事は漁業権を取り消さなければならないというものです。

また、指導及び勧告を知事が行う場合は、内水面漁場管理委員会の意見を聞き必要がございます。そのため、報告というものがなされております。

資料4の裏には、今回の報告に関する関係法令が抜粋して載っております。

漁場の適切かつ有効に活用しているかというものの判断は、2番目、確認項目で、コメ印で、別紙チェックシートをもとに評価ということになっておりますが、資源管理の状況と漁場の活用状況を把握するために、報告文の後ろに、法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシートを各漁業権者分で作成しまして、報告に添付をしております。この4-2の報告に添付するというような形です。

本来はこの報告文の後ろに全漁協分のこちら4-4チェックシート、これがこの〇〇の部分全部が全部漁業権者の番号、漁業権番号、漁業権者名になっていますが、ちょっと多過ぎますので、その内容をA3の資料にまとめて落とし込んでいます。

共同漁業権、各漁業権でチェックシートにちゃんとどれだけ該当しているか、評価はどんなものかというのがA3の資料になります。

資源管理の状況ですね。まず。資源管理の状況、この資料4にも書いてある確認項目で、1、資源管理の状況で、(2)だと漁場の活用状況というふうになっていますが、まず1個目の資源管理の状況は、漁業関連法令の遵守状況ですとか、資源の増殖に関する取組の実施状況を確認することで判断します。

(2)の漁場の活用状況というものは、漁業権の種類によって確認する項目というのは少し違いますが、どれくらいの人数、漁業者や遊漁者も含めて、そういった人がその漁場をどれくらい活用していたか、また、どれくらいの期間使っていたかというのを確認するものです。

今説明した各項目は、チェックシート、さっきの様式です。資料4-4のチェックシートの一番右側、判定の根拠という列に記載のある書類を基に、該当する、もしくは該当しないというふうに判断しておきます。

毎年の資源管理の状況等の報告という各漁協共通の報告と、毎年の業務報告書、総会の報告等を確認してチェックをつけておきます。

昨年の本委員会におきまして、実際、漁協さんからどのような報告が上がっているのかというような御意見がございましたので、それが資料4-5です。

2、実際に御提出のある、報告として上がっているものをつけております。第5種共同漁業権に関する報告として、敦賀河川漁協さんの抜粋。そのうちあゆの

威縄漁に関する報告として、九頭竜川中部漁協の報告、これは別表2-(3)になりますね。敦賀河川さんは別表2-(1)、別表2-(2)、写真。中部さんは別表2-(3)の威縄の資源管理の状況等の報告。別表2-(4)は控除対象となった敦賀河川さんの河床耕耘の様子。別紙3が鳥浜漁協さんの区画漁業権の報告になります。事前に使わせてくださいとお願いしました。ありがとうございます。

遊漁券の売上げや漁獲量、そういったものはちょっと今回隠していますが、実際、県のほうに御提出のある報告書には、しっかり明記されております。これを使って、目標増殖量等も出してしております。あくまでも、このような様式で全漁協から実態を報告いただき、こちらのほうで把握しているというようなものです。毎年、結構細かいものを書いていただいています。

主に確認するのは、第5種共同漁業権ですと、先ほど、目標増殖量の算定でも確認した増殖の実績、全ての漁業権に共通して、外来魚はカワウ等から漁場を守るための活動、清掃活動や見回り等の実施です。

こちらは今の報告のほかにも、10月の提案項目に付随する漁場アンケートとかでも、結構詳しく皆さん挙げてくださっているので、こちらからも読み取ることができました。

また、取締りの記録や通報等の記録というふうに判断材料が書かれている項目については、それらの記録がないということが判断基準であり、相談記録、特にそういったものに関しては、漁場紛争などは記録がなければ紛争は起きていない。漁場利用の問題の記録があったとしても、誠実に取り組んでいれば問題ないと判断し、チェックをつけることができます。

養殖ですとか、そういった操業や養殖が可能な期間、相当程度利用しているかどうかという判断につきましても、気象の影響ですとか、調整規則、行使規則等で、魚種もしくは漁場により漁獲可能な期間というのもまちまちですので、何日以上行使しなければならないというような基準はつくっておりません。

活用したくても、河川なり湖の環境や水量のそういった影響で活用できないこともありますので、あくまでもその漁場で、組合員や遊漁者による採捕の実態があるかというところに重点を置いています。

また、仮に該当しない状態でも、合理的に判断できる理由があれば、その内容を記入することで該当すると読み替えることができます。

本県ではありませんが、養殖をしているときに、一定期間ちょっとそこの中の水通しをよくするために養殖をしていない期間があったとしても、それは問題ないとか、そういった合理的な判断理由ということになります。

全ての項目をチェックし、4の評価の該当するほうに丸をつけ、その評価の理由を記載するというものです。

A3の資料に今言いました結果は書かれていますが、各漁協の根拠資料を基に、

第5種、第1種、各漁業権におけるチェックシートを作成した結果、全ての漁協において、漁場を適切かつ有効に活用していると判断ができました。そのため、漁業者に対する指導も不要というふうに考えております。

引き続き、全漁業権者に漁場を活用していただいて問題ないというふうに考えております。

以上で、報告は終わります。

此下会長：ありがとうございました。

ただいま事務局から説明ありましたが、御質問等ありましたら、お願いいたします。

埴田委員：すいません。河床耕耘、これは多分礫サイズの大きいものを動かして浮石をつくるというふうに書いてありますが、生息場の整備みたいなイメージですか。対象魚種とかは特に限定せずに…。

安達委員：川は砂の堆積が非常に多いので、掘り起こして。その際に穴開きバケットみたいなのをを使うと、石だけ残って砂がちょっと流れる。川上からどンドンやっていて、石を元に戻していくという作業を毎年やりますが、結局、1年たったら元に戻って。同じことを繰り返すしかないという状況ですけど、やらないよりはいいかなと思ってやっています。

埴田委員：石が浮かないですもんね。出水がないと。

安達委員：ただ、毎年やっているけど、去年ぐらいから、あんまり毎年やるからアユが釣れんのかとか、また変な議論になっていて。

今年は、多面のほうで講習会があって、水産庁とかが来て話がいろいろあったときに、石の配置、九頭竜中部も昔そうだったですね。名人がいて、その人がやるといい漁場ができるけど、アユ釣りやったことがない人がやると、適当に石を置くからかえってよくないという話があって、そういう専門家の、こういうふうに置いたほうがいいよっていうのを少し勉強したほうがいいのかなどは思っています。

埴田委員：難しそうですね。配置とか。

安達委員：工事業者は、真っすぐにしたいね。一列に並べてくれて、ちょっと困る。でも、それをじゃどうしたらいいのと言われたときに、やっぱりこういうふうに置きなさいという図面を描いて渡さないといけないと思うけど、難しいですね。

埴田委員：難しいです。そのとおりにならないですね。なかなか。業者さんはきれいに真っすぐが好きなので。

安達委員：去年もそれで、真っすぐ並べられてちょっと困った。

此下会長：大野の場合、白い石と黒い石があります。真ん中は特に。業者さんは何も分らないと、ただ並べたんや。私たちは黒い石を置いてほしい。黒い石を置くということは、コケがつかますね。白い石にはコケがつかない。だから、アユの餌を石

で採ってもらうということで。ただ石を並べりゃいいだろうみたいな感じですね。それは気にしたほうがいいと思います。

安達委員：ただ、敦賀の河川なんかは、基本的に白っぽいのが多い。茶色っぽいのが。そうすると、本当は黒いのを持ってきて入れたいけど、よそから持ってきて入れるのは、一番土木はうるさいね。絶対やらせてくれない。別の川から持ってきてたいけど。それを何とか河川法の中で漁場改善としてここまでならいいとかいう、何かあったほうがありがたいなと思いますけど。

此下会長：全国大会で言いますか。

安達委員：ねえ。何で石を入れたらあかんのかというのは気になる。自分のところで掘り出したやつはそのままやってもいいと言うから。別に変わらんとするけどね。

中川委員：河積断面が変わるっていいですね。断面があって、この基底、掘ったらここは掘れるでしょう。持ってきたら、この河積断面が減るからね。だからやかましい。

安達委員：なるほどね。じゃ、一旦その石を掘り上げて、別な石を入れるというのはどうなの。

中川委員：だから、それに見合った分でこれだけ。1,000トン上げたから1,000トン入れる。それは協議で何とかなるかも分かりません。

安達委員：金かかるね。倍かかる。

此下会長：よろしいでしょうか。

ほかに何か御質問ありますでしょうか。

それでは、最後にその他に移ります。

御発言ある方はいらっしゃいますか。

事務局：ちょっと事務局からいいですか。

事務局：簡単な御報告、よろしいでしょうか。

ちょっと畑違いのお話となるので申し訳ないです。今日のところは書記長補佐、津田がこういったことを言っていたわということで頭の片隅に置いておいていただくぐらいのつもりでお聞きいただければと思います。

情報の漏洩とかサイバー攻撃ということが、昨今話題になっておりますけれども、そういったことを防止しなければならないということで、県のほうで情報セキュリティポリシーという基本的なルール、方針を定めたものがございます。これが、地方自治法が令和6年に改正されまして、普通地方公共団体の議会及び首長、私たち、それからその他の執行機関はそれぞれの関する情報システムの利用に当たってこういった方針を定めて必要な措置を講じなければならないということになっております。

その他の執行機関におきましては、今回、行政委員会といたしまして、当内水面漁場管理委員会も該当いたします。

現在のところ、福井県では一般職員を対象としたそういった指針は定まってい

ますけれども、新たに全庁的に行政委員会の委員さんにもその対象の範囲に含めると、自治法で決まっていますので、していかないといけないんですけれども、それを4月からやっというお話が進められております。

他の行政委員会といたしまして、当内水面漁場管理委員会のほかに、海の海区漁業調整委員会、それから教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会等がございまして、それぞれの委員さんにも守っていただくという失礼ですけれども、情報の管理を徹底していただきたいというところの基準が定められたのに加わっていただくというような流れになります。

それぞれの行政委員会ごとに基準を策定するものではなくて、今ほど申し上げました複数の行政機関で共通のものを策定するという方向で今進められております。

具体的になんですけれども、行政委員の皆様が提供、共有された情報資産を適正に管理してくださいよということで、当委員会に当てはめると、本日のお手元でございます説明資料が該当いたします。

けれども、当委員会につきましては公開で行われております。本日はマスコミの方もいらっしゃっておりますし、公開ですので、一般の方がここにおいでいただいても全然問題なくて、その方も資料を目にしていだける機会のあるものがございますので、この資料につきましては、特段今までどおり扱っていただければ結構なものでございます。

ただ、あえて考えられるといたしますと、会議の開催前に事前にお目通しいただきたいというようなことで、事前にお送りするような資料、メールでお送りするような資料につきましては、会議開催までは非公開の資料でございますので、委員さんのみ、第三者の目に触れないような形で情報のほうを扱っていただきたいというものです。そういった内容のものが4月に施行されますという御報告でございます。

また、書いたものについても全然ありませんので、4月移行こんなものになりましたということでお示しをさせていただくことになろうかと思っております。

此下会長：承知しました。皆さんもよろしいですか。

それでは、以上をもちまして今年度の委員会を終了いたします。

1年間御苦労さまでございました。来年度も引き続きよろしく願いいたします。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和8年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

議事録署名員

委 員

委 員